

## 令和 2 年度松本市差別撤廃人権擁護審議会 事前質問及び担当課回答

## 質問 No.1

質問者	委員
質問事項	相談がないのが、問題です。 広報 1 行では理解できるのかな。
担当課	人権・男女共生課
質問に対する回答	
<p>ご質問は、令和 2 年 4 月に開始した、「部落差別に関する相談」に 1 件も相談が寄せられていないことへのご質問かと存じます。</p> <p>この相談窓口は、平成 2 8 年 1 2 月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」を受け、本審議会でもご議論いただいたうえで、本年 4 月に開始した専門相談窓口です。</p> <p>ご指摘のとおり、この間にお受けした相談はありませんが、月 2 回の相談日で開始から 4 カ月と期間も短いため、認知が広まっていないことが考えられます。一方、過去 5 年間で運動団体が対応した部落差別に関する相談は、年平均 3 件でしたので、スタートとしてはこの程度ではないかと考えます。</p> <p>まずは、当事者の皆さんが気軽に相談できる窓口ができたということが重要と考えており、このような相談窓口があることを、運動団体から会員の皆様に周知していただくこともお願いできればと存じます。</p>	

## 質問 No.2

質問者	委員												
質問事項	<p>新型コロナウイルスの感染拡大の状況が気になるところですが、感染に関係した差別発言や差別行為などに対する相談は寄せられていますか。</p> <p>全体として、どのような相談が多く寄せられていますか。</p> <p>解決の難しい相談も多いと思いますが、解決に至った例をお聞かせいただくことは可能ですか。</p>												
担当課	人権・男女共生課												
<p>質問に対する回答</p> <p>ご質問の人権相談につきましては、法務局松本支局の常設相談と、市内各所で開設する特設相談があり、いずれも法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が相談に応じています。</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症に関連する差別発言、差別行為等の相談について、現時点では寄せられておりません。一人ひとりの人権が尊重されるよう引き続き啓発に努めてまいります。</p> <p>なお、県では、8月に「人権チーム」を新たに設置し、新型コロナウイルス感染者に対する誹謗中傷などの人権問題の対応にあたるとしています。</p> <p>2 人権擁護委員が対応した相談の内容について、以下のとおりです。</p> <p>※人権に関する相談の上位</p> <table border="1" data-bbox="263 1518 1198 1720"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>住居・生活の安全</td> <td>隣近所の音や匂い、境界問題、覗き等</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>強制・強要</td> <td>ストーカー、セクハラ、DV等</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>差別待遇</td> <td>女性、高齢者、障害者、外国人等の雇用関係</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、松本人権擁護委員協議会が対応した過去5年の「人権相談」件数は次のとおりです。</p>			項目	内容	1	住居・生活の安全	隣近所の音や匂い、境界問題、覗き等	2	強制・強要	ストーカー、セクハラ、DV等	3	差別待遇	女性、高齢者、障害者、外国人等の雇用関係
	項目	内容											
1	住居・生活の安全	隣近所の音や匂い、境界問題、覗き等											
2	強制・強要	ストーカー、セクハラ、DV等											
3	差別待遇	女性、高齢者、障害者、外国人等の雇用関係											

	常設相談	特設相談
H27	192	15
H28	102	19
H29	116	13
H30	168	21
R1	157	11

3 法務局松本支局管内に寄せられた相談のうち、解決に至った事例につきまして、プライバシー保護のため、紹介することができかねます。なお、法務局が実施している「子ども人権SOSミニレター」<sup>※1</sup>に寄せられている相談内容について、法務省のホームページに掲載されておりますので、参考として紹介いたします。

■相談内容

母親による子に対する虐待

■対応

小学生から、母親から食事を満足に与えられない、長時間ベランダに締め出されるなどの虐待を受けているとして、「子どもの人権SOSミニレター」が送付された事案である。

緊急性が高い事案であると判断した法務局は、直ちに小学校と児童相談所に連絡を取り、被害者の状況を聴取するとともに、情報提供を行い、必要な対応を要請した。その後、児童相談所は被害者を一時保護するに至った。

後日、一時保護された被害者の状況を児童相談所に確認したところ、健康状態は良好であり、法務局からの被害者に対するミニレターの返信について「励まされた気がする。」と述べている旨を確認することができた。

(引用元 <http://www.moj.go.jp/content/001321737.pdf>)

※1 子ども人権SOSミニレター

身近な人にも相談できない子どもたちの悩みごとを把握し、子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図ることを目的に、法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会が平成18年度より全国の小中学校に配布しているもの。送信用封筒と便箋を一体化し料金受取人払手続きを施したもので、子ども自身が相談内容を書き投函できるようになっている。

### 質問 No.3

質問者	委員
質問事項	<p>自分の住んでいる地域でも高齢化が進み、山間地ということもあり、近い将来、実際に買い物弱者相談にのっていただかなければならないことが予想されます。</p> <p>具体的にどのようなことが、どのように行われているのか、お聞かせいただければと思います。</p>
担当課	地域づくり課
質問に対する回答	
<p>1 買い物弱者対策は、地域づくり課を総合相談窓口とし、市民や事業者等からの相談を受け付けています。令和元年度の相談は市民から1件寄せられています。</p> <p>具体的な相談内容は、お住いの地区のスーパーの閉店により日常の買い物が困難になるというものでした。当該地区では高齢化に伴う買い物対策について以前から課題であったことから、この相談も含め、地元町会連合会や関係機関、地域づくりセンター、市関係課等で対応について協議しています。</p> <p>2 また市内35地区地域づくりセンターにおける地域づくりの取組みのなかで交通弱者問題（買い物弱者含む）は大きな課題となっており、いくつかの地区で具体的な実践が進められています。</p> <p>(1) 中央地区</p> <p>複数の町会が協働で月1回（2か所）、朝市を開催。買い物支援だけでなく、お茶を飲んで話ができる場づくりを行い、交流や見守りの場となるとともに、他地区から農産物等を提供してもらい、地区間の交流も深まっています。</p> <p>(2) 島立地区・島内地区</p> <p>地区町会連合会、地区の協議会等がタクシー会社と協力し、買い物支援のための乗合タクシーを運行。島立地区では令和元年度に試行し2年度開始、島内地区では複数町会が協働で令和2年度から開始しました。両地区とも利用希望者が事前に申し込み、近隣地区のスーパーまで運行するというシステムです。</p>	